

平成 30 年 10 月 31 日

介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて

全国社会福祉法人経営者協議会
会 長 磯 彰 格

1. 基本認識

- 納税義務者が「法人」単位であるにもかかわらず、事業ごとの報酬等に消費税負担分を上乗せする現在のしくみでは、法人負担をすべて反映することはできない。
- 介護サービス収入等が非課税とされることにより、本来還付されるべき消費税が還付されず、損税が発生している。

2. ヒアリング項目について

① 消費税率（5%→8%）引上げ時における対応の評価

- サービス活動における収支に係る消費税負担については、平成 26 年度介護報酬改定により、概ね担保されている状況と理解している。
- 食費ならびに施設・設備整備費に係る消費税負担は、基準費用額として据え置かれたことにより、法人負担となり、課題として残されている。

② 消費税率（8%→10%）引上げへの対応について

- 介護報酬で補填するため行われる介護事業経営調査等においては、次の点に留意することが必要である。
 - 人手不足が深刻化する中、人材派遣や人材紹介等の直接雇用以外の人材確保方策の中には課税される役務の提供を受ける場合が相当程度考えられることから、調査設計に際しては、適切に検討を行う必要があること。
 - 「平成 26 年度介護報酬改定について」諮問・答申において、食費・居住の基準費用額については、調査の結果当時は物価下落の傾向も見られ据え置くこととされた。しかし、現今の緩やかな物価上昇の傾向も踏まえ、適切な対応をとることが必要である。特に食材の仕入れに見られるように、仕入れ時に価格は据え置かれたものの納入量を減ずるなどの実質的な価格上昇が行われていること等も踏まえ、単なる支出経費額の調査だけでなく、その数量等も踏まえた実質での動向を適切に踏まえる必要があること。
- その上で、10%への引上げ時の対応としては、以下の対応を行うことが妥当ではないか。
 - 課税支出割合に応じた介護報酬の上乗せ。（経常経費への対応）
 - 食費・居住費の基準費用額について、消費税率の引き上げや物価動向、給食業務委託費の高騰、施設整備や大規模修繕等に関する建築費上昇分等を踏まえて引き上げる。